

市川市防犯灯設置費等補助金

**カメラ付き防犯灯設置の手引き**

令和5年4月作成

市民部 地域振興課 市民安全課



# 目次

はじめに.....	2
【補助金制度の概要】 .....	2
1. 手続きのながれ.....	3
2. 制度を利用される際の注意点.....	4
【カメラの性能】 .....	5
3. 事前調査 .....	6
4. 設置準備 .....	7
5. 設置利用基準の届け出（市民安全課） .....	8
6. 工事の実施 .....	9
7. 補助金の申請（地域振興課） .....	10
各種届関係の記入例.....	11

## はじめに

カメラ付き防犯灯の設置の補助金制度は、通常の防犯灯設置補助制度と補助率や補助上限が異なり、手続きにおいても、地域振興課だけでなく、市民安全課への届け出が必要となります。

また、防犯カメラの映像はニュースなどで流れることが多くなりましたが、プライバシーには十分な配慮や、設置付近に住む方に対し、事前の丁寧な説明が必要です。

そこで、この手引きを活用し、用意する書類や必要な手続きに漏れがないように確認してください。

### 【補助金制度の概要】

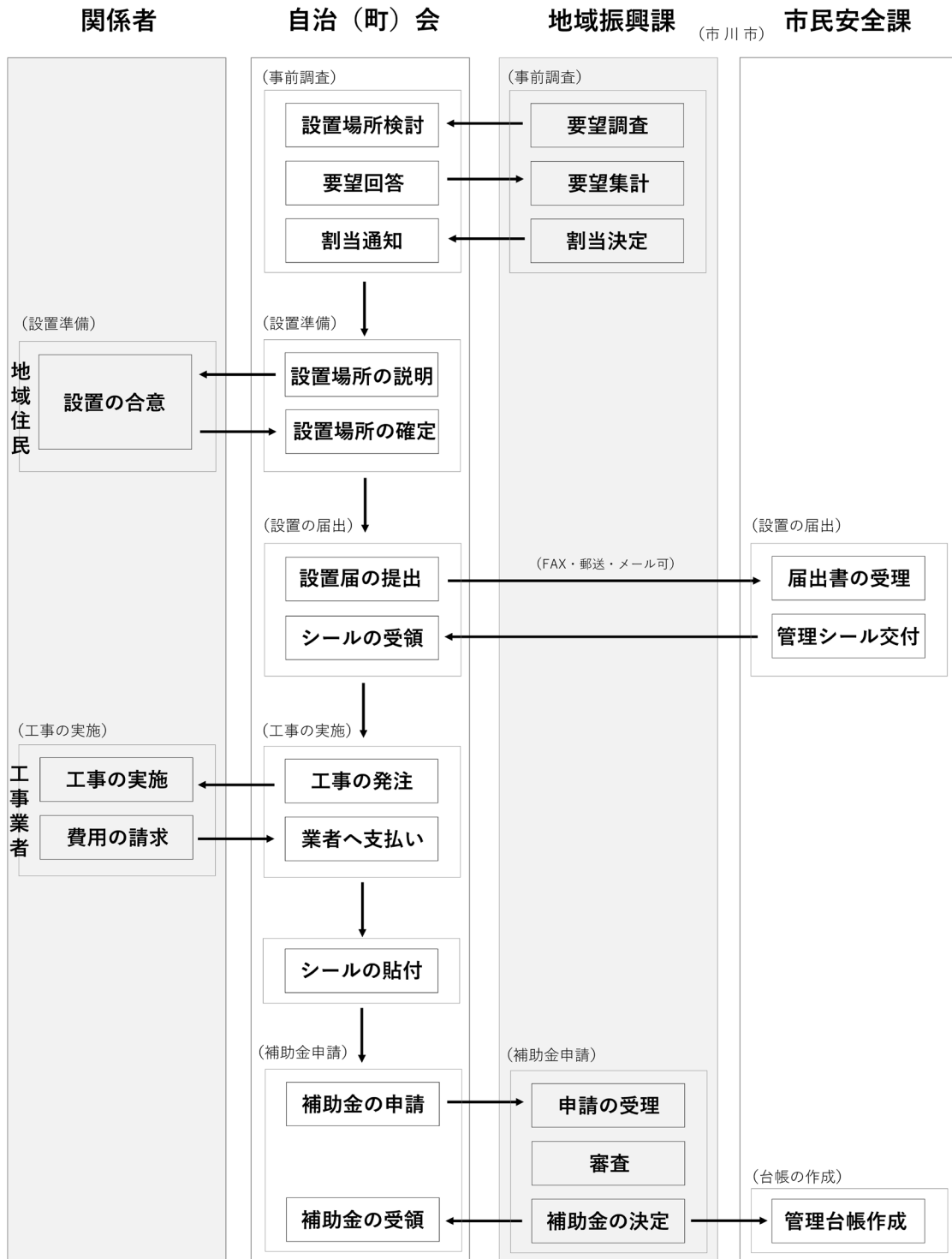
補助対象事業	内容	補助率	補助上限額
カメラ付き防犯灯 (共架)	指定されたカメラ機能を有するLED防犯灯	7.5/10	9万円

補助金額は実際に事業にかかった費用に、補助率をかけた金額と補助限度額を比べ、金額の低い方が交付額となります。

(計算例①) 16万円の工事の場合・・・ $16\text{万円} \times 7.5/10$  (補助率) = 12万円  
12万円が補助限度額9万円を超えているため、補助金額は9万円

(計算例②) 10万円の工事の場合・・・ $10\text{万円} \times 7.5/10$  (補助率) = 7万5千円  
7万5千円が補助限度額9万円を超えていないため、補助金額は7万5千円

# 1. 手続きのながれ



## 2. 制度を利用される際の注意点

- (1) 防犯灯はLEDであり、カメラは次ページの【カメラの性能】を満たすものである必要があります。
- (2) 犯罪の予防を目的としており、撮影された映像のうち、不特定多数の人が利用できる道路、公園などの画像面積が2分1以上であり、特定の個人及び建物を監視しないものになります。
- (3) 実施する前年度の要望調査に回答がない自治会には、補助金交付の対応ができない場合があります。(P6 参照)
- (4) 通常の防犯灯設置の補助金手続きとは異なり、市民安全課への届け出も必要になります。また、設置について、所管部署への許可が必要な場合は、当該許可を受けてください。
- (5) 防犯カメラの映像の管理は、各自治(町)会になります。防犯カメラ画像管理責任者以外の者は、映像の閲覧、抽出等を行わない、画像を記録している媒体及び機器は、鍵等により第三者が容易に取出しを行えない措置を講じるなど、個人情報取り扱いは十分に留意してください。
- (6) 事件・事故などが発生し、警察から市に問い合わせがあった際は、自治(町)会を案内させていただきますので、警察とのやり取りは自治(町)会でお願いいたします。
- (7) 設置後に近隣とのトラブルですぐに取り外すことがないように、設置する周囲にお住いの方へ十分な説明をお願いいたします。
- (8) カメラの映像管理に利用されるSDカードやパソコン等の物品などは補助対象外です。
- (9) カメラ付き防犯灯の設置は自治会の判断で行ってください

## 【カメラの性能】

共通機能	24 時間の運用に耐えられるもの。
撮影機能	昼夜問わずカラーでの撮影が可能なものであるもの。
	映像出力が 100 万画素以上であること。
	最低被写体照度が 3lx を満たすものであること。
	逆光補正機能があること。
	プライバシーマスク機能を有しているもの（複数箇所設定できるもの推奨）
録画機能	1 秒間の記録間隔 4 コマ以上の設定において、7 日以上保存が可能なものであること
	記録画像サイズは 1920×1080 以上のものであること
セキュリティ機能	画像の閲覧にあたっては、パスワードの入力を要するなど第三者が容易にデータの抽出ができない措置を講じたもの
	画像記録媒体は、鍵などにより第三者が容易に取り出しを行えない措置が講じられたものであること
	無線 LAN に画像の抽出を行うことができる機能を有するもの
	無線 LAN の SSID ステルス機能を有するもの
その他機能	雨水により、視認性に影響を受けにくい構造または性能を有しているもの
	自動時刻補正機能を有しているものであること。

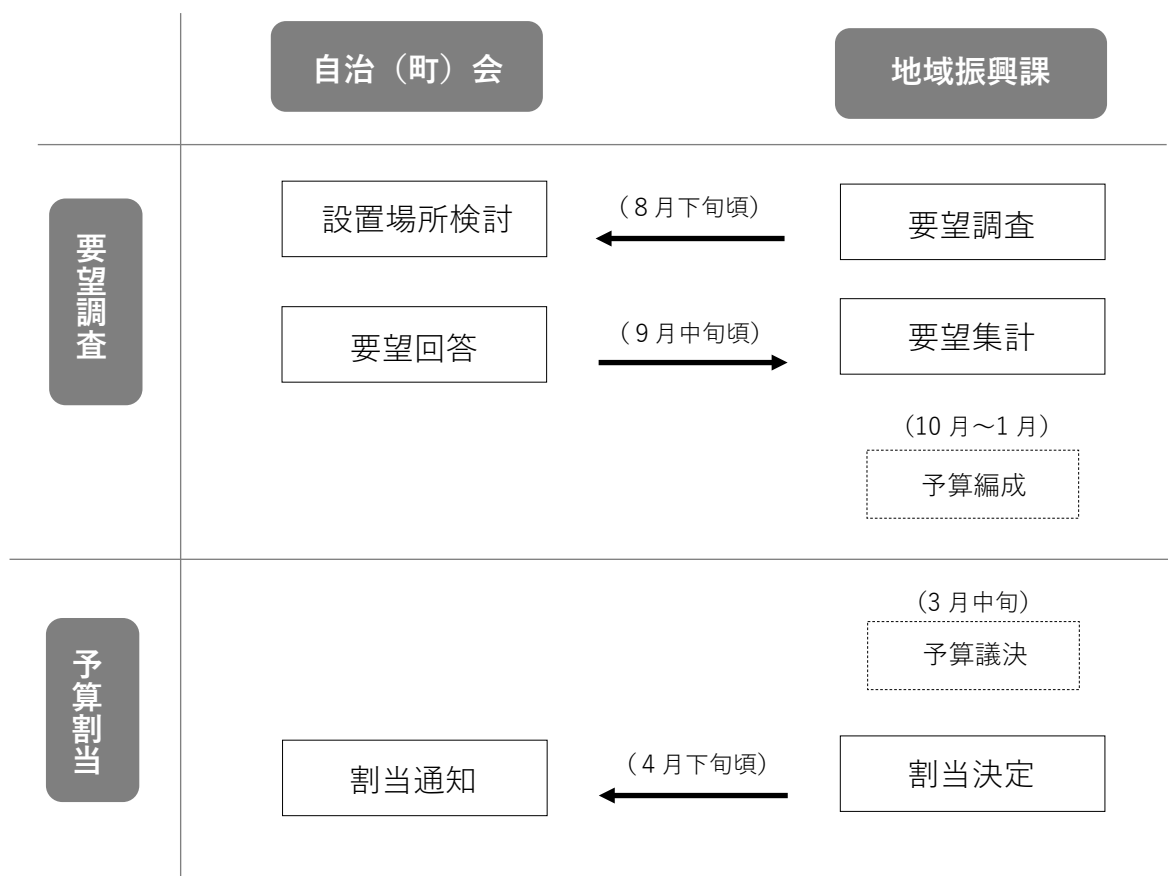
・ 該当器具の一例（すべての器具を把握しているわけではありません。）

dktech 「ライトる」	かがつう 「LEDEEMA」	NDTC 「OwlView II」
		

### 3. 事前調査

設置要望数について、設置を希望する前年度の8月～9月にかけて調査を実施します。回答を踏まえ予算を割り当てますので、過剰な要望はしないよう設置希望数は精査をお願いいたします。

要望を踏まえ、4月下旬にその年度の割当額を通知します。割当額は予算の範囲内で自治（町）会間に偏りがないよう決めております。ご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



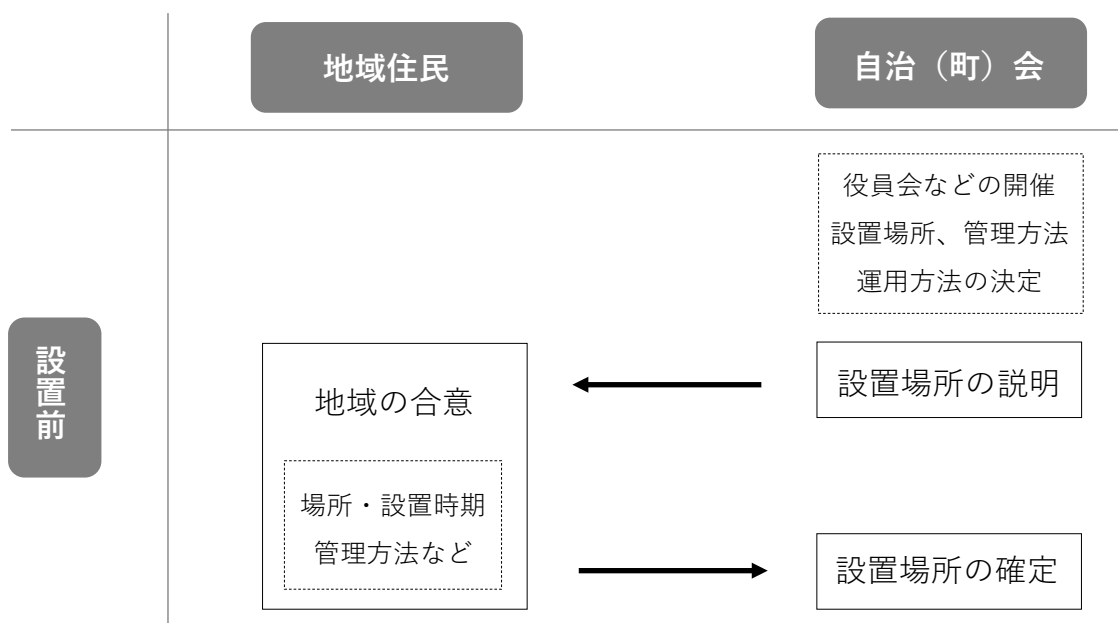


## 4. 設置準備

割当額の範囲内で具体的な設置場所の選定をしてください。補助できる金額が限られていることから、地域の防犯に資する場所への優先的な設置をお願いいたします。

なお、プライバシーなどで近隣の住民とトラブルとならないよう、設置する周囲にお住いの方に、具体的な設置場所や運用開始時期、画像の管理方法など説明し、了承を得てください。短い期間での撤去にならないよう十分な調整をお願いします。

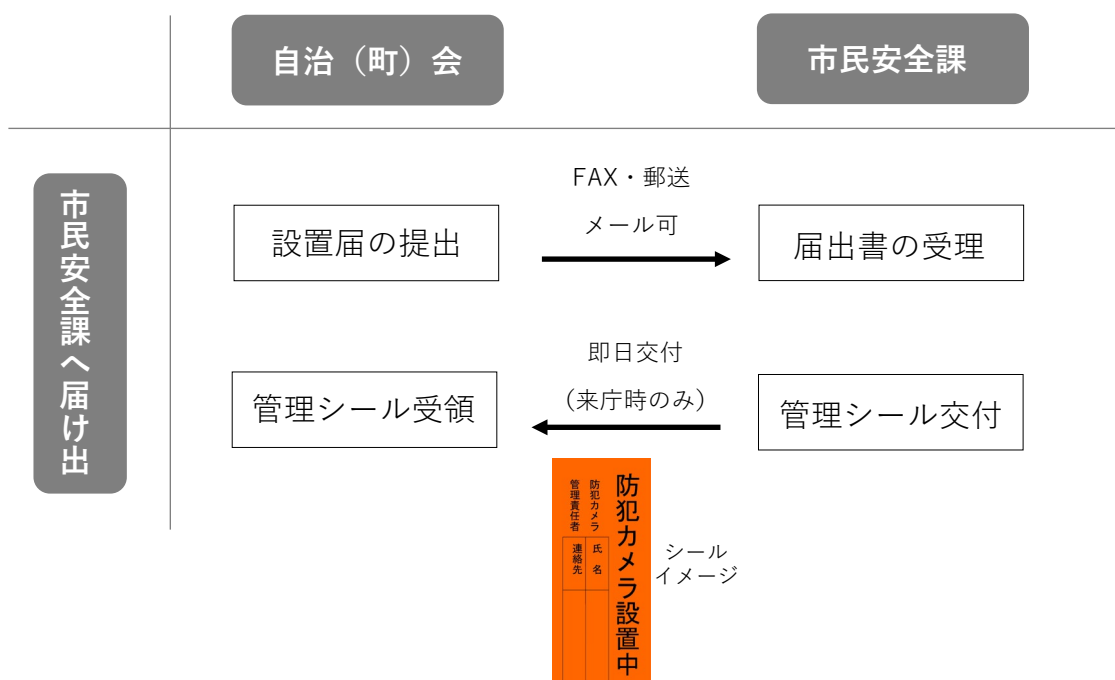
設置後の管理・運用方法は自治（町）会で、取り決めをお願いいたします。



## 5. 設置利用基準の届け出（市民安全課）

設置には市民安全課へ届け出が必要になります。警察から照会があった場合に、自治（町）会を案内しますのでご協力をお願いします。

届出の際に、市から管理シールをお渡しします。自治（町）会と市が共通の番号で管理するものです。設置後、速やかに貼り付けをお願いします。

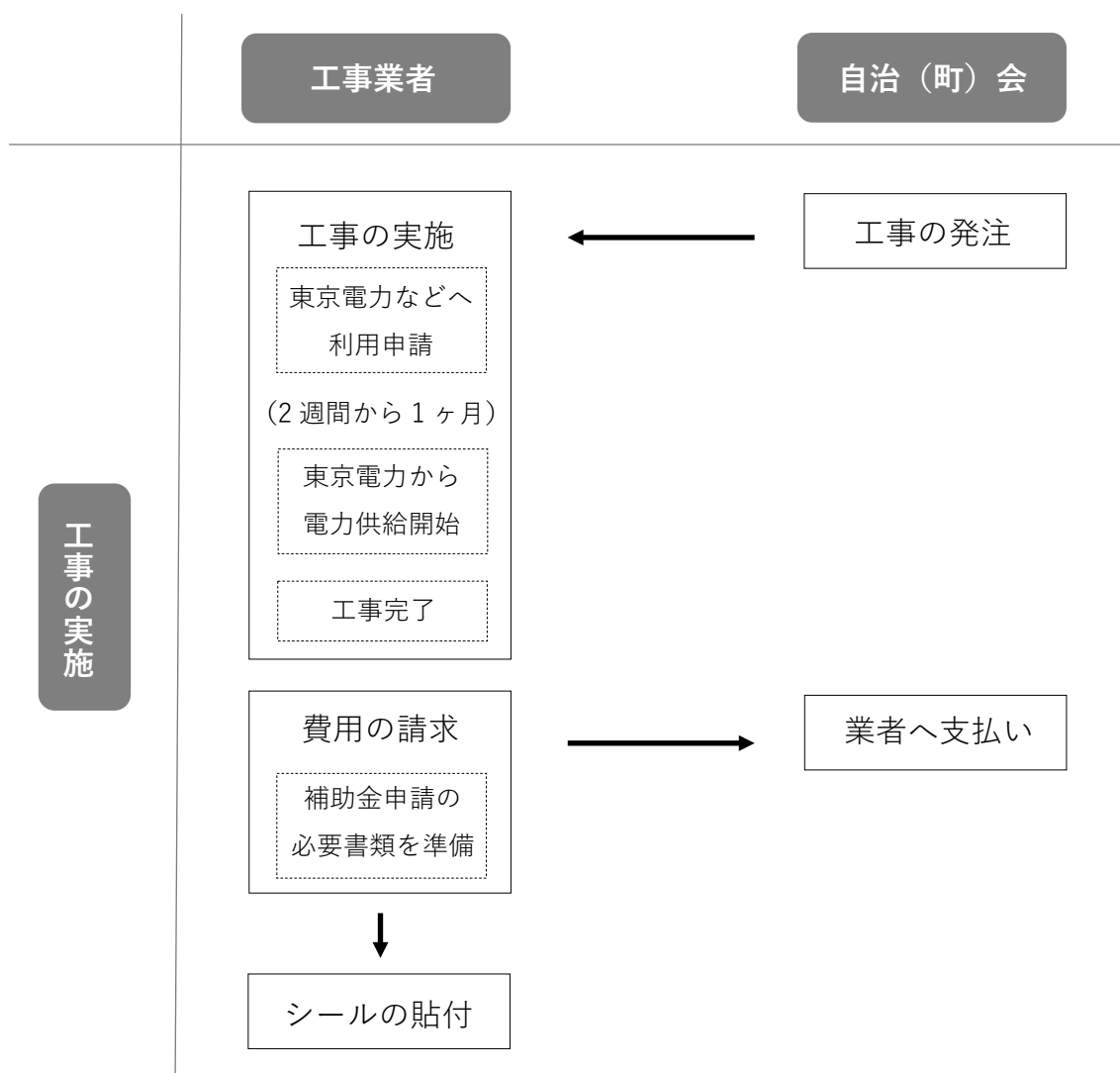


### ◎届け出の必要書類

	市川市防犯カメラ設置利用基準届
	防犯カメラの設置及び利用に関する基準（提出済で訂正がない場合は省略可）
	設置場所が分かる位置図
	その他（ ）

## 6. 工事の実施

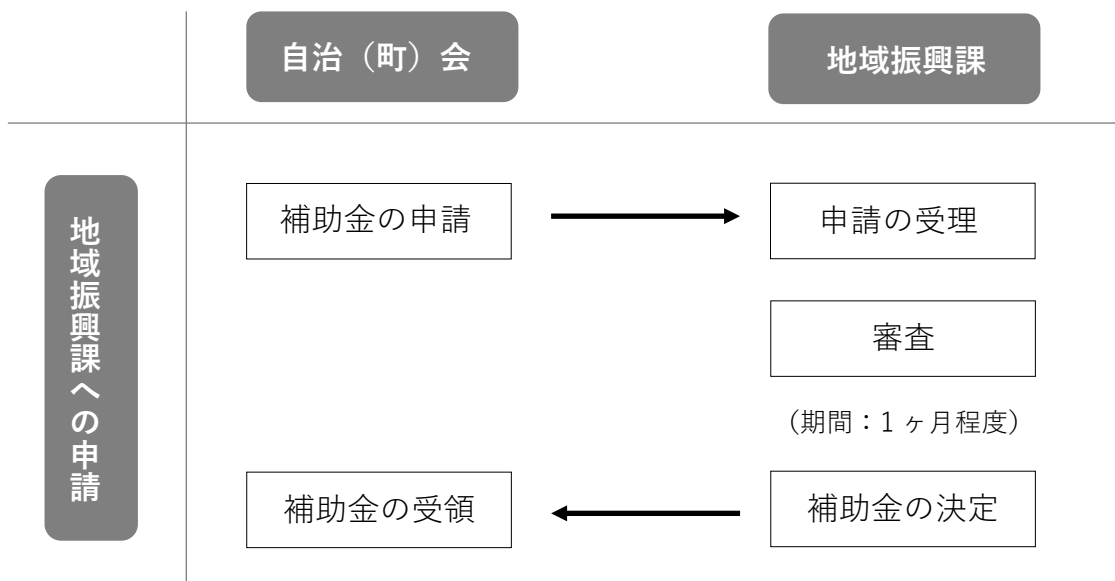
工事業者に設置工事の発注となります。申請の書類に工事前と工事後の写真が必要となります。工事完了後に市民安全課から渡したシールを貼ったうえで、忘れずに写真を撮ってください。



◎工事業者に依頼する書類は、①設置前の写真、②設置後の写真、③電力の容量が分かる書類（東京電力への申請書類）の3点です。

## 7. 補助金の申請（地域振興課）

工事が終わりましたら、地域振興課へ補助金の申請をお願いします。補助金に必要な書類は下記のとおりとなりますので、提出書類に漏れがないか確認をお願いします。



### ◎届け出の必要書類

	市川市防犯灯設置費・撤去費補助金交付申請書（様式第1号）
	市川市防犯灯設置費・維持管理費・撤去費補助金交付請求書（様式第5号）
	見積書・請求書・領収書（いずれか1点は原本）
	設置場所が分かる位置図
	設置前、設置後、管理シールを貼った写真
	電力の容量が分かる書類（工事業者が東京電力への申請した書類）
	その他（ ）

## 各種届関係の記入例

市川市防犯カメラ設置利用基準届

市川市長

会長の住所、自治（町）会名、  
会長名、電話番号をご記入く  
ださい。

住 所 市川市八幡 1-1-1  
 氏 名 団体名 地域振興自治会  
 代表者 地域 太郎  
 電 話 047 (334) 1128

（法人の場合は、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり届  
け出ます。

防犯カメラの設置及び利用に関する基準	裏面のとおり
防犯カメラの設置状況	(1) 設置予定年月日 令和5年6月1日  (2) 設置台数 2台
添付書類	(1) 防犯対象区域及び防犯カメラを設置して いる旨等を表示する場所を記載した図面

設置台数が複数の場合は、  
設置する最初の日付をご  
記入ください。

裏面がありますので、印刷する場合は、忘れずに両面印刷設定をしてください。

様式第1号（第5条関係）

市川市防犯灯設置費・撤去費補助金交付申請書

年 月 日

市川市長

自治（町）会名、会長名、会長の住所、電話番号をご記入ください。

団体名 地域振興自治会  
 代表者名 地域 太郎  
 代表者住所 市川市八幡1-1-1  
 （電話） 047-334-1128

防犯灯を設置・撤去したので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額（①+②）

338,700 円

（内訳）

設置費補助金	補助区分	灯数	設置費	補助申請額
共架	20ワット	基	円	円
	42ワット	基	円	円
	LED灯（10ワット未満、1,070ルーメン未満）	基	円	円
	LED灯（10ワット未満、1,070ルーメン以上）	3基	150,000円	142,500円
	LED灯（10ワット以上）	基	円	円
	カメラ付き防犯灯	2基	240,000円	180,000円
鉄柱等		基	円	円
中継		基	円	円
合計	計算方法等がご不明な場合は、そのままご提出ください。	5基	390,000円	①322,500円

撤去費補助金	補助区分	灯数	撤去費	補助申請額
共架		3基	18,000円	16,200円
鉄柱等		基	円	円
中継柱		基	円	円
合計		3基	18,000円	②16,200円

添付書類

- (1) 電気工事業者の工事見積書、請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯灯の新設工事又は建替工事（電気供給区分の変更契約を伴うものに限る。）を行う場合にあっては、防犯灯に対する電気の供給を開始した日を証する書類
- (3) 設置し、又は撤去した防犯灯の位置を示す図面及び工事完了後の写真
- (4) その他（ ）

様式第5号（第7条関係）

市川市防犯灯設置費・維持管理費・撤去費補助金交付請求書

令和 年 月 日

市川市長

自治（町）会名、会長名、会長の住所、電話番号をご記入ください。

団体名 地域振興自治会  
代表者名 地域 太郎  
代表者住所 市川市八幡 1-1-1  
(電話) 047-334-1128

令和 年 月 日付で交付の決定があった防犯灯設置費補助金・防犯灯維持管理費補助金・防犯灯撤去費補助金について、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 338,700 円

内 訳

区 分	交 付 申 請 額
設置費補助金	5 基 322,500 円
維持管理費補助金（維持費）	令和 年 月分 円
撤去費補助金	3 基 16,200 円
合 計	338,700 円

記載方法がご不明な場合は、そのままご提出ください。





〒272-8501 市川市八幡 1-1-1

地域振興課 電 話：047-334-1128（直通）

F A X：047-336-1610

メー ル：[ichikawa-jichikai@city.ichikawa.lg.jp](mailto:ichikawa-jichikai@city.ichikawa.lg.jp)

市民安全課 電 話：047-334-1129（直通）

F A X：047-336-8073

メー ル：[aopato@city.ichikawa.lg.jp](mailto:aopato@city.ichikawa.lg.jp)